

応急給水支援に関する覚書

神奈川県企業庁（以下「甲」という。）と寒川町（以下「乙」という。）は、地震災害時において、他の都県市水道事業体による応急給水支援を受ける場合の取扱いについて、次のとおり定めるものとする。

（応急給水の支援要請）

第1条 乙は地震災害により、応急給水の支援を必要とする場合は、甲に文書により要請するものとする。ただし、口頭での要請も可能とし、後日、文書により提出するものとする。

要請を受けた甲は、他の都県市水道事業体へ支援要請するものとする。

なお、甲は、水道施設に大規模な被害が発生していることが認められるなど、緊急を要する場合は、乙による要請がなくても他の都県市水道事業体へ支援要請できるものとし、後日、乙は文書により提出するものとする。

（応急給水計画）

第2条 甲と乙は協同して、応急給水が的確・迅速に対応できるよう、事前に応急給水計画書を作成するものとする。

（応援事業体の支援）

第3条 甲は、前条で作成した応急給水計画書に基づき、他の都県市水道事業体の応急給水活動を支援するものとする。

（応援経費）

第4条 乙は、原則として他の都県市水道事業体が応急給水活動に要した経費を負担するものとする。

なお、乙が負担する経費の詳細については、乙と他の都県市水道事業体と別途定めるものとする。

（宿泊場所の確保、食糧の供給）

第5条 乙は、原則として他の都県市水道事業体の宿泊場所・駐車スペースの確保、食糧の供給に努めるものとする。

（協 議）

第6条 この覚書に定めのない事項及びこの覚書の内容に疑義が生じた場合は、必要に応じて甲と乙とが協議して定めるものとする。

この覚書の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙それぞれ記名押印のうえ各自その1通を保有するものとする。

平成17年 9月 1日

甲 神奈川県公営企業管理者
企業庁長 石田 稔



乙 寒川町
寒川町長 山田 文夫

